

問合せ
産業振興課農政商工係
☎35-1232

大丈夫?うまい「儲け話」にご用心!

儲かる投資話があると勧誘された。初めは断ったが何度も電話があり、事業者に会ってファンドへの投資を勧誘され契約した。1年間は配当金が支払われた。その後も償還を迎えると他の投資を持ちかけられ、総額数千万円を投資した。事業者に解約を申し出たところ了承されたが、その後、事業者と連絡が取れない。

事例1



友人から良い儲け話があると勧誘された。投資すれば毎日配当があると云われ、投資の内容は分からなかったが、良い儲け話だと思い契約した。全く配当がなく、事業者に返金を求めると、返金する内容の書面が届いたが約束の期日を過ぎても返金されない。

事例2



「必ず儲かります」や「特別にあなただけに紹介いたします」など言葉巧みに儲け話を持ち掛けられてお金を出すと、実際には儲けるどころか元金の大半が戻らず、勧誘した事業者と連絡がとれないなどの詐欺的な投資勧誘をめぐる消費者トラブルが依然として多く発生しています。

消費者へのアドバイス

- ①見ず知らずの人を儲けさせるようなうまい話はありません。執拗な勧誘を受けても、儲け話を安易に信用してはいけません。
- ②「必ず儲かる」と勧誘されても、出資者が実際に利益を得られる保証はありません。また、投資したお金を取り戻すことは非常に困難です。
- ③内容がよく理解できないものにお金を出したりしないようにしましょう。投資には必ずリスクが伴います。すぐに契約せず、その仕組みをよく理解することが必要です。
- ④事業や投資の実態がないにもかかわらず、出資金を集めるなどの詐欺まがいの悪質なケースもあります。

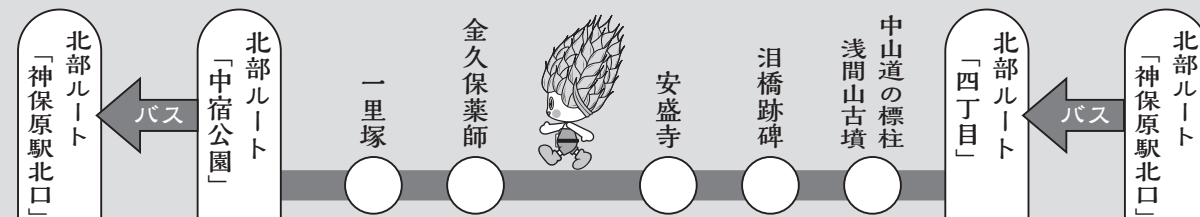
消費者ホットライン

局番なし

188

いやや!

消費生活センターへのお電話は全国共通の電話番号である188番へ。「188(いやや)!泣き寝入り!」と覚えてください。



☎35-1232

問合せ：総合政策課政策企画係

かきみさと「ハイキングコース」探索

旧中山道の歴史的名所を巡るハイキングコース

上里町北部の国道17号沿いに走る旧中山道は、古くから交通の要所として知られ、その周辺には多数の名所があり上里町の歴史を語る上で欠かせない存在です。旧中山道巡りは「神保原駅北口」バス停で北部ルートアグリパーク上里行きに乗って行ける「四丁目」バス停がスタート地点です。四丁目バス停周辺では中山道の標柱や浅間山古墳、泪橋跡碑が見られます。このバス停から神流川橋方面へ向かうと、安盛寺、金久保薬師、一里塚跡など様々な名刹・旧跡が点在しています。旧中山道を満喫した後は、「中宿公園」バス停から乗車することで神保原駅まで帰ることができます。

このコースは約3.6km、徒歩約50分です。また、旧中山道上には他にも「賀美公民館」など多くのバス停があり、途中で疲れてしまっても安心です。こむぎつち号を利用して、町内の歴史を巡るお散歩に出かけてみませんか。

4月7日(日)は

「埼玉県議会議員一般選挙」の投票日です



投票日です

私たちの暮らしに直接つながる県政を任せる人を選ぶ大切な選挙です。有権者のみなさん、棄権をすることがないよう必ず投票しましょう。

【投票】4月7日(日) 午前7時～午後8時・町内11投票所

【開票】4月7日(日) 午後9時から・上里町役場4階大会議室

上里町で投票できる方

- ・日本国民である方
- ・平成13年4月8日までに生まれた方
- ・平成30年12月28日までに上里町に転入の届出をした方で3月28日現在引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方

投票方法は？

投票日の当日に、入場券に記載されている投票所に入場券を持参し、投票用紙の交付を受けてから記載台で候補者名を記入し、投票します。

入場券は封書で世帯ごとに郵送される1枚の封筒に世帯員の入場券が入っていますので、投票日当日はご自分

の入場券を持って、入場券に記載されている投票所にお越しください。

なお、入場券を紛失された場合や届かない場合でも、投票資格を有した本人であれば投票できます。各投票所の受付にお申し出ください。

その他の投票制度

■代理投票

ご自身で投票用紙に記入することが困難な方は、投票所の係員が代理で記載します。秘密は厳守されますので、安心して各投票所の受付にお申し出ください。

■点字投票

視覚障害のある方は、点字候補者名簿や点字器が各投票所に備え付けてあり、点字で投票することができます

ので、各投票所の受付にお申し出ください。

選挙公報は新聞折込または公共施設にて

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を、新聞折り込みにより配布します。

また、町内公共施設(町役場・各公民館・男女センター！図書館)にも用意しますのでご利用ください。

なお、新聞を購読していない世帯で、郵送を希望される方は上里町選挙管理委員会までご連絡ください。

問合せ

上里町選挙管理委員会

【035-11237】

投票日当日に投票所に行けない方は

期日前投票・不在者投票

をご利用ください

期日前投票

〈投票所〉 上里町役場1階・町民ホール
〈期間〉 3月30日(土)～4月6日(土)
〈時間〉 午前8時30分～午後8時

※期日前投票をする際は、入場券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入の上お越しください。

不在者投票

○出張先・旅行先などの滞在地で投票
滞在先の市区町村で不在者投票ができます。事前に上里町選挙管理委員会に「宣誓書・投票用紙請求書」を提出しますと、投票用紙などを返送しますので、滞在先の選挙管理委員会で投票をしてください。

○入院している病院や入所している施設などで投票

県が不在者投票施設に指定した施設では、不在者投票ができます。詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。

○郵便による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方が、上里町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、現在居住の場所郵便による投票をすることができます。証明書の交付を希望する方は、早めに申請をしてください。

